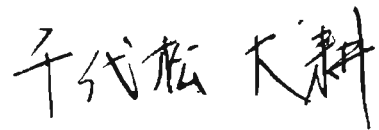


泉佐野市空港連絡橋利用税条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月10日

泉佐野市長



泉佐野市規則第19号

泉佐野市空港連絡橋利用税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、泉佐野市空港連絡橋利用税条例（平成23年泉佐野市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別徴収の方法)

第2条 泉佐野市空港連絡橋利用税（以下「関空橋税」という。）は、特別徴収義務者が国土交通大臣に申請し、許可を受けた関西国際空港連絡橋の通行料金（以下「通行料金」という。）を徴収する際徴収するものとする。

2 特別徴収の方法は、地方税の例によるもののほか、特別徴収義務者が通行料金を徴収する方法と同一の方法により行うものとする。

(各種規定の準用)

第3条 特別徴収義務者が、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）に基づく有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を利用して関空橋税を徴収する場合は、特別徴収義務者及び特別徴収義務者と提携する者（以下「特別徴収義務者等」という。）が定めるETCシステムの利用規程の例による。

2 前項に定めるもののほか、関空橋税の徴収については、特別徴収義務者等が通行料金を徴収する際に定めている規定等の例による。

(領収書等に表示する名称)

第4条 関空橋税を徴収する場合に発行する領収書、利用証明書又は請求明細における関空橋税の名称は、関空橋税とする。

(申告書の様式)

第5条 条例第6条第4項に規定する納入申告書の様式は、市長が定める。

(納期限の延長)

第6条 市長は、特別徴収義務者が関空橋税を納期限までに納入することができなかつたことについて必要があると認める場合は、その納期限を延長することができる。

(納入義務の免除)

第7条 市長は、特別徴収義務者が関空橋税を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合は、その納入義務を免除することができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、特別徴収義務者との協議により定めるものとする。

附 則

この規則は、平成25年3月30日から施行する。